

公庫融資による住宅の質的誘導

公庫個人系融資の金利体系

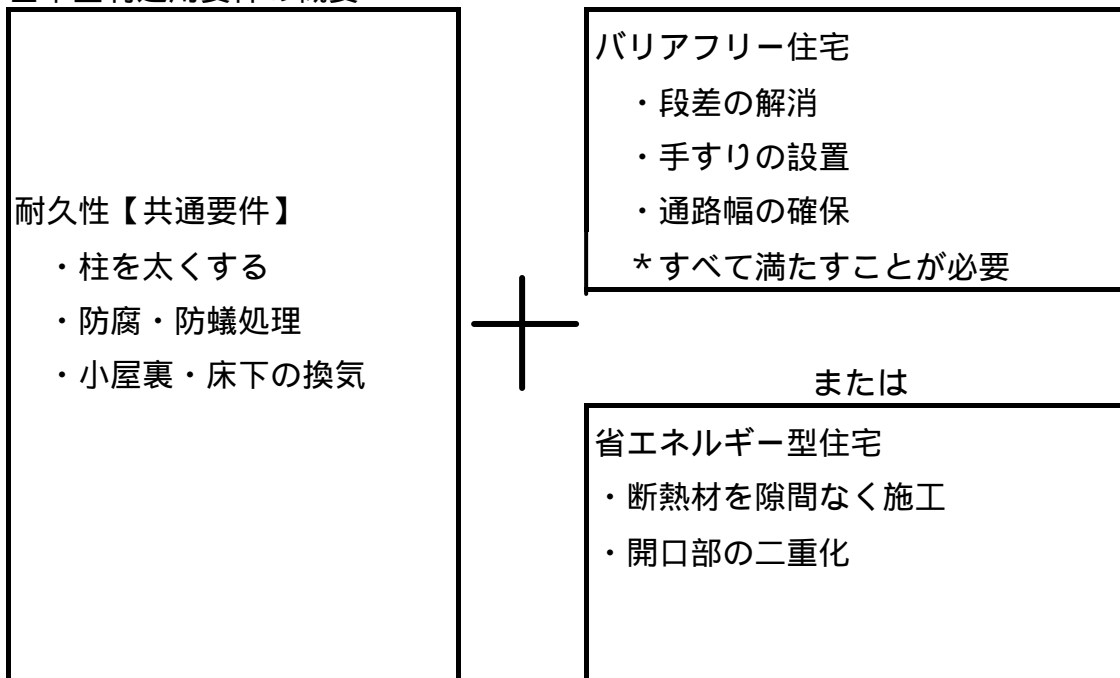
新築については平成8年10月から、中古・リフォームについては平成9年4月より、質的誘導の金利体系を導入している。

	住宅の規模		融資金利
基準金利	175㎡以下	一定の良質な住宅	2.60%
中間金利		上記以外	2.70%
大型金利	175㎡超		3.20%
特別割増金利			3.60%

高額所得者（所得が1,200万円を超える者）及び高額住宅（例：東京圏・高層住宅で、6,800万円超）の取得者に対しては、住宅の床面積等にかかわらず、175㎡超の区分の金利（大型金利）を適用する。

融資金利は、平成13年10月15日現在。

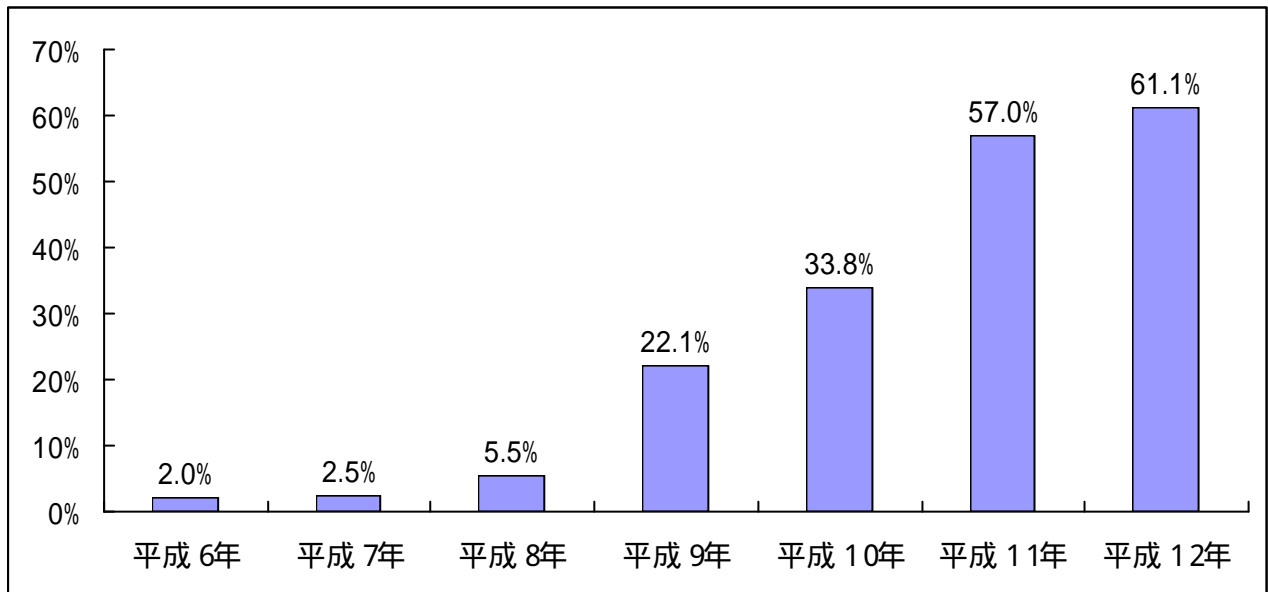
基準金利適用要件の概要



* 耐久性基準は、平成10年10月から基準金利適用の共通要件に、平成12年度より新築融資を受けるための要件となっている。

公庫融資を受けた住宅に限ってみるとバリアフリー化、省エネ化が進んできており、住宅供給における質の向上に貢献。

< 公庫融資住宅に係るバリアフリー基準適合率の推移 >

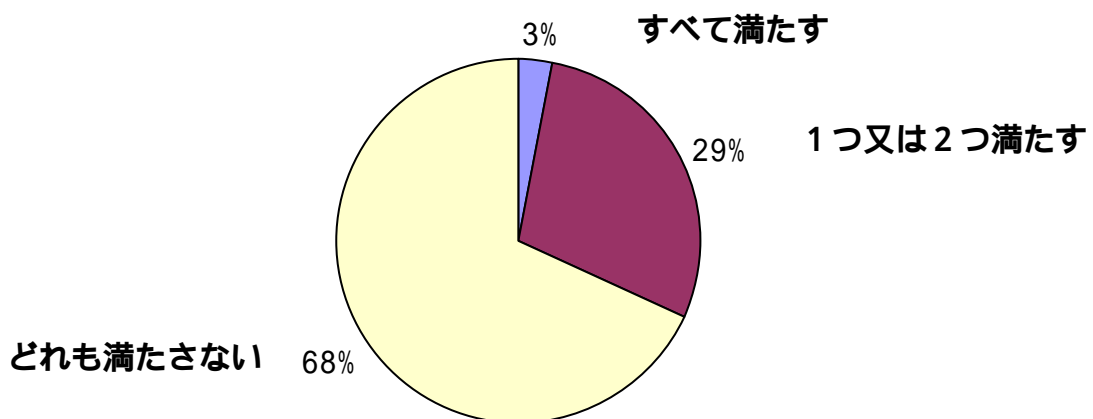


(注) 現場審査合格全件数に対するバリアフリー割増工事に適合又は基準金利に適合する件数の割合

(資料) 「個人住宅規模規格等調査(住宅金融公庫)」(個人住宅(建設)が対象)

< 参考: 住宅ストック全体に占める高齢者のための設備等設置状況 >

(手すり(2カ所以上)、 段差のない室内、 廊下などが車椅子で通行可能な幅の確保状況)



(資料) 建設省住宅局「平成10年住宅需要実態調査」